

プラスチック再資源化事業者の選定に係る
要求水準書

令和7年7月4日

倉敷市

目 次

第1 事業の実施に関する事項.....	1
1 本事業における事業者の選定.....	1
2 業務に係る基本要件.....	1
3 業務の範囲	3
第2 施設・設備及び業務に関する要求事項.....	4
1 施設・設備に関する要求事項.....	4
(1) 施設に関する要件.....	4
(2) 設備に関する要件.....	4
2 業務に関する要求事項.....	5

第1 事業の実施に関する事項

1 本事業における事業者の選定

本事業は、高度な知識や専門的な技術、創造性などが要求されるものであるため、プラスチック使用製品廃棄物（産業廃棄物の廃プラスチックを含む。）の中間処理及び再商品化に関する豊富な知識と経験を有する事業者から、技術とノウハウに基づく創意工夫のある企画提案を受け、安定的かつ効率的な事業を目指していくこととしている。

事業者の選定に際しては、本事業を通じて温室効果ガス排出量を抑えられる方法や、市のカーボンニュートラルへの取り組みに資する方法を積極的に評価することで、温室効果ガス排出量の低減に繋げていく。

2 業務に係る基本要件

1) 市が回収するプラスチック使用製品廃棄物の性状

① 対象物

- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に定めるペットボトル以外のプラスチック製容器包装廃棄物（以下「容器包装プラスチック」という。）
- ・プラスチック使用製品廃棄物（容器包装プラスチックを除く。）のうちその原材料の全部又は大部分がプラスチックであるもので、一片が50 cm以下のもの（以下「製品プラスチック」という。）

なお、大臣認定ルート的方式による提案を行う場合、参加者が保有する施設の能力により対象物の拡大を提案することを妨げるものではない。

② 性状

- ・90ℓ以下の透明又は半透明の袋に容器包装プラスチックと製品プラスチックが混入されて出された（以下「一括回収」という。）もの
- ・汚れたものは水ですすぎ、水気を切って出されたもの（汚れがひどいものは燃やせるごみとし、対象物に含めない。）

2) 年度別搬入見込量

① 搬入見込量

プラスチック使用製品廃棄物の年度別搬入見込量は次のとおり。

なお、本見込量は、本事業の計画における一括回収する見込量であり、実際の搬入量及び品目の割合、異物の混入率等を保証するものではない。

表 年度別搬入見込量

単位 (t)

年 度	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19
搬 入 見込量	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

② 見込量の内訳及び異物の混入見込割合

見込量の内訳は次のとおり。

表 見込量の内訳

品 目	割 合
容器包装プラスチック	約 9 割
製品プラスチック	約 1 割

異物の混入割合は、約 10%程度を見込む。

3) 車両

搬入車両：市が搬入に使う車両は、2t から 4t クラスの塵芥収集車を基本とする。

搬出車両：指定法人ルート的方式による提案を行う場合、最大積載量 10t 車（ウイング車等）による引き渡しを基本とする。

4) 収集計画

市の収集計画は次のとおり。

表 収集計画

項 目	内 容
収集日数	毎週月曜日～金曜日（祝日を含む。）の週 5 日
搬入台数 （市が収集したプラスチック使用製品廃棄物を、処理施設への搬入する台数）	1 日に最大約 70 台程度 なお、曜日ごとの搬入回数は、市内の収集エリアごとの収集曜日によるため、均等ではない。 また、年末・年始については、排出量が通常の 2 倍以上になることも予測され、1 日あたりの搬入車両の増加や搬入形態の変更が予測される。当該期間中の選別作業人員や施設稼働計画については、特に留意すること。
搬入時間	8 時 45 分～16 時 30 分

5) 異物の受入

受注者は、本業務において発生した異物を次のとおり分別し、施設まで搬送することとし、市は搬入された異物の受入れた後、適正に処理を行う。

搬入時間は月曜日～金曜日（祝日を含む。）の 8 時 45 分～16 時 30 分とする。

表 異物の分別と受入施設

品目	受入施設	所在地
可燃残渣	倉敷西部クリーンセンター	倉敷市玉島乙島 8255 番地 49
不燃残渣		
小型家電	玉島環境センター	
危険物		

3 業務の範囲

- 1) 受注者が自らの責任において行う業務
 - ① 受注者は、業務の実施に必要な資金と事業用地の確保を自ら行ったうえで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、容器包装リサイクル法及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に適合した業務を完遂できる体制を整えること。
 - ② 受注者は、本業務の遂行に必要な許認可取得及び届出等の業務を行う。
 - ③ 受注者は、業務開始後の施設の運営及び維持管理を行うもの。

- 2) 市の委託を受けて行う業務（共通）
 - ① 市が搬入するプラスチック使用製品廃棄物の受入
 - ② 搬入物の計量
 - ③ 搬入物の保管
 - ④ 分別収集物と異物の選別
 - ⑤ 異物の運搬

- 3) 市の委託を受けて行う業務（指定法人ルート的方式で提案する場合）
 - ① 選別した分別収集物の圧縮・梱包
 - ② 圧縮・梱包した分別収集物の指定法人へ引き渡すまでの保管
 - ③ 分別収集物の指定法人への引き渡し

- 4) 市の委託を受けて行う業務（大臣認定ルート的方式で提案する場合）
 - ① 選別した分別収集物の圧縮・梱包（省略可）
 - ② 分別収集物の再商品化
 - ③ 再商品化により得られた物の利用者への売却

- 5) 市が実施する業務
 - ① プラスチック使用製品廃棄物の収集運搬
 - ② 施設への搬入
 - ③ 異物の受入・処分
 - ④ 本業務の実施状況のモニタリング等
 - ⑤ 委託料の支払い

第 2 施設・設備及び業務に関する要求事項

1 施設・設備に関する要求事項

(1) 施設に関する要件

- 1) 本事業を行う施設は、市内の立地とする。ただし、受注者が保有する市内の積み替え保管施設で受入れを行った後、市外に保有する施設に受注者自ら搬送し、処理を行う場合、市外の立地も可能とする。
- 2) 市が収集したプラスチック使用製品廃棄物の受入を行う施設の周辺道路は、4t までの塵芥収集車が 1 日に 70 台程度通行することが可能であること。
- 3) 施設への進入路は、搬入車両が安全に走行できること。
- 4) 複数の収集車両の搬入時間が重複した場合、敷地内で安全に搬入待ちを行うことができるスペースが確保されていること。
- 5) 令和 10 年 3 月 1 日までに施設の試験運転を開始するなど、円滑に業務が開始できるよう計画的な準備を行うこと。

(2) 設備に関する要件

- 1) 市の搬入見込量の 10%増加に対応することができる処理能力を有すること。
- 2) 受入貯留設備は、39.2t（搬入見込量 5,000t/年 ÷ 255 日 × 2 日分）以上の貯留が可能であること。
- 3) 計量設備については、以下の仕様に適合すること。
 - ・搬入及び搬出時の 2 度計量が可能であること。
 - ・10kg 単位で計量できること。
 - ・10t 車による計量が可能であること。
 - ・車両計量設備において、各車両に伝票を交付できること。
- 4) 受入貯留設備、選別ライン、圧縮・梱包設備（大臣認定ルートによる提案を行う場合は省略可）、貯留ヤード等、分別収集物と異物の選別等が効率的かつ適切に行えるよう設備を配置すること。
- 5) 指定法人ルート的方式で提案する場合もしくは大臣認定ルートによる提案を行う場

合であって圧縮・梱包を行う場合、ベールの保管設備は、35.3t（搬入見込量 4,500t/年÷255日×2日分）以上の貯留が可能な能力であること。

- 6) 異物等の貯留設備は、受注者が市の指定する処理施設へ搬送するまでの間適切に貯留すること。また、自ら搬送するための運搬車両を用意すること。
なお、市へ異物を引き渡す際の手数料は無料とする。

2 業務に関する要求事項

- 1) 受注者は、業務の実施に当たっては、確実に任務を遂行すること。また、「廃棄物処理法」「倉敷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」並びに労働関係諸法その他の関係法令を遵守するとともに、法令上のすべての責任を負うこと。
- 2) 受注者は、プラスチック使用製品廃棄物の搬入を行う収集車両に対し、著しい滞留や事故等が発生しないよう、施設内及び周辺道路の適切な車両管制を行うこと。
- 3) 受注者は、搬入されたプラスチック使用製品廃棄物について、防臭や防火等に努め、適切に処理・貯留すること。
- 4) プラスチック類は、消防法及び倉敷市火災予防条例に規定する「指定可燃物」であり、その保管量が条例に定める数量以上になる場合は、管轄消防署長への届出、消火設備の設置等が必要となるため、プラスチック使用製品廃棄物の保管に際してはこれら関係法令を遵守すること。
- 5) 受注者は、一括回収されたプラスチック使用製品廃棄物について破袋したうえで、分別収集物と異物に選別すること。なお、選別作業に当たっては、選別精度の向上に誠意をもって努めること。
- 6) 指定法人ルート的方式で提案する場合、搬入されたプラスチック使用製品廃棄物を分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令（令和4年環境省令第1号）第1条に規定する基準及び公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が提示する「市町村からの引き取り品質ガイドライン」に適合するよう選別すること。
- 7) 指定法人ルート的方式で提案する場合、選別した分別収集物を、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が提示する「市町村からの引き取り品質ガイドライン」のベール寸法、重量等の内容と適合するよう圧縮・梱包すること。

- 8) 大規模災害発生時及び設備故障時等、施設が使用できないことを想定し、バックアップ体制の構築及び代替施設の確保を図ること。
- 9) 本業務期間において、当該施設で他の廃棄物の処理を行う場合は、本市が搬入するプラスチック使用製品廃棄物と区別して行うこと。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。
- 10) 大臣認定ルート的方式で提案する場合、市が行う再商品化計画の申請において、申請書及び添付資料の作成に協力すること。また、認定が行われた場合、当該認定再商品化計画の内容を遵守すること。
- 11) 地域住民による施設見学の受け入れ等、環境学習や視察対応への協力を行うこと。